

令和 8 年後志地区林野火災予消防対策実施方針

第 1 趣 旨

後志総合振興局（以下「振興局」という。）並びに後志地区林野火災予消防対策協議会に参画する機関（以下「関係機関」という。）が実施する林野火災予消防対策は、北海道地域防災計画の林野火災対策計画（第 9 章第 7 節）に定めるもののほか、本方針の定めるところによる。

第 2 基本的な考え方

林野火災の発生は 4 月から 5 月に集中していることに加え、依然としてごみ焼（枯草焼を含む。）に起因するものが多いことから、特に春先のこれらの火災を予防することが重要となっている。

このため、山菜採りやレジャーなどで入林する者のほか、一般の住民や農業者などに、ポスターや広報媒体を活用した注意喚起を集中的に行うなど、林野火災の危険期間における取組を強化し、効果的に各種の予防対策を講ずるものとする。

第 3 実施体制の整備

市町村は、予防対策を効果的に実施するため、本協議会において定められた実施方針の趣旨を踏まえて、市町村林野火災予消防対策協議会を設置し、実施体制を整備するなど、必要な措置を講じるものとする。

なお、市町村で計画する林野火災予消防対策には、森林組合及び大面積森林所有者が自ら予防体制を確立するよう指導することを含めるものとする。

第 4 予防対策

1 強調期間の設定

予防対策を効果的に実施するため、4 月 10 日から 5 月 20 日までを「林野火災予防強調期間」（以下「強調期間」という。）として、定めるものとする。

ただし、市町村林野火災予消防対策協議会は、気象条件など地域の実情に応じて強調期間を設定することができるものとする。

また、強調期間中は、次の取組を実施するものとする。

(1) 統一標語、ポスターによる予防意識の高揚

振興局は、予防意識の高揚を図るため、小学生から募集した標語と原画を活用して作成したポスターを関係機関に配布し、関係機関は、林野火災対策計画で定める危険期間（概ね 3 月～6 月）を含め、当該ポスターを住民の目の触れやすい場所に掲示する。

(2) 注意旗による啓発

振興局は、山火事注意旗を市町村に配布し、市町村は、庁舎や登山口、森林利用施設等に注意旗を掲揚し、住民や入林者の注意を喚起する。

(3) 入林者に対する指導

関係機関は、入林の許可・届出等に際し、入林者に対して適切な指導を行うとともに、携帯用灰皿などを携行するよう呼びかける。

2 異常乾燥時における広報活動

関係機関は、異常乾燥が続き、林野火災発生の恐れがあると認めたときは、速やかに広報車やSNSなどにより住民や入林者に注意を呼びかける。

3 火災に関する警報の周知

林野火災警報等の火災に関する警報を発した市町村は、関係機関や住民等へ周知を図るものとする。

第5 消防対策

1 体制の整備

(1) 市町村は、林野火災に即応する体制の整備を図り、消防対策に万全を期するものとする。

(2) 関係機関は、林野火災の発生や空中消火の実施に備え、別紙1に基づき、迅速な情報の収集や伝達、消火資機材及び薬剤の円滑な使用に向けた体制を整備するものとする。

2 林野火災発生情報の共有

円滑な消防活動の実施や住民等への注意喚起を図るため、次により林野火災の発生情報等の共有を図るものとする。

(1) 市町村は、森林、牧野、原野において火災が発生したとき、又は、延焼により今後これらに被害が及ぶ可能性があるときは、火災の大小にかかわらず、速やかに振興局に報告する。

(2) 関係機関は、林野火災の大規模化が見込まれる場合（鎮圧の目途がたたず、焼損面積の見込みが50ヘクタール程度となった時点）は、応急対策や復旧対策等に必要となる森林情報や入林者情報等の収集・共有を図る。

(3) 市町村は、今後の林野火災予消防対策に活かすため、林野火災が鎮火した後、別に定める林野火災被害状況調書を振興局に提出する。

3 消火資機材の配備等

(1) 振興局との委託契約により初期消火資機材を保有している機関は、日頃からその適正な維持管理に努めるものとする（別紙2）。

また、市町村は、国の「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」等を活用し、地域の実状に応じて機材の配備に努めるものとする。

(2) ヘリコプターによる空中消火用の資機材及び薬剤を保有している機関は、その適正な維持管理に努めるものとする（別紙3）。